

流通業務総合効率化法における認定基準

【経済産業省 / 国土交通省 / 農林水産省令】より（加工文）

「中小企業共同流通業務総合効率化事業の用に供するもの」に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内、地場産業が集積している地域の周辺の区域内その他これらに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地するものであること。（ ）
 - イ 高速自動車国道のインターチェンジ等
 - ロ 鉄道の貨物駅
 - ハ 港湾
 - ニ 漁港
 - ホ 空港
 - ヘ 流通業務団地
 - ト 工業団地
 - 二 次のいずれかを有するものであること。
 - イ 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。）
 - ロ 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。）
 - ハ 搬入用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）
 - ニ 垂直型連続運搬装置（二以上の階に貨物を運搬するものに限る。）
 - ホ 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。）
 - ヘ 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。）
 - ト 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき流通業務施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。）
 - 三 データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）を有するものであること。
 - 四 流通加工の用に供する設備を有するものであること。
- （ ）例えば企業城下町における共同物流センターの設置など、中小企業者の輻輳輸送の解消による合理化、環境負荷の低減のみならず、ジャストインタイムの物流管理・輸配送が図られる地点（告示：基本方針より）

「倉庫（倉庫業の用に供するものに限る）」に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。
 - イ 高速自動車国道のインターチェンジ等
 - ロ 鉄道の貨物駅

- 八 港湾
 - ニ 漁港
 - ホ 空港
 - ヘ 流通業務団地
 - ト 工業団地
- 二 倉庫業法第六条第一項第四号の国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 貯蔵槽倉庫にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
- イ その容積が五千立方メートル以上のものであること。
 - ロ 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置を有するものであること。
- 四 冷蔵倉庫にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
- イ その容積が三千立方メートル以上のものであること。
 - ロ 次のいずれかを有するものであること。
 - (一) 自動仕分装置
 - (二) 自動搬送装置
 - (三) 垂直型連続運搬装置
 - (四) 自動化保管装置
 - (五) 電動式密集棚装置
 - (六) 貨物保管場所管理システム
- 五 貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外のものにあつては、次のいずれにも該当するものであること。
- イ その床面積が千五百平方メートル（当該流通業務施設の階数が二以上のものにあつては、三千平方メートル）以上のものであること。
 - ロ 前号ロに該当するものであること。
- 六 データ交換システムを有するものであること。
- 七 流通加工の用に供する設備を有するものであること。

「卸売市場」に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる社会資本等の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。
- イ 高速自動車国道のインターチェンジ等
 - ロ 鉄道の貨物駅
 - 八 港湾
 - ニ 漁港
 - ホ 空港
 - ヘ 流通業務団地
 - ト 工業団地
- 二 その取扱品目がイから二までに掲げる品目のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれイから二までに掲げる面積以上の卸売場を有するものであること。
- イ 青果物（野菜及び果実をいう。） 九百九十平方メートル

- ロ 水産物 六百平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、九百九十平方メートル）
- ハ 肉類 三百平方メートル
- ニ 花き 六百平方メートル
- 三 温度を調節する機能を備えた卸売場又は保管所のいずれかを有するものであること。
- 四 次のいずれかを有するものであること。
 - イ 自動仕分装置
 - ロ 自動搬送装置
 - ハ ターレット式構内運搬自動車（電気又はガスを動力源とするものに限る。）及び動力の供給装置
 - ニ 自動化保管装置
- 五 データ交換システムを有するものであること。
- 六 流通加工の用に供する設備を有するものであること。

「その他」の特定流通業務施設については、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。
 - イ 高速自動車国道のインターチェンジ等
 - ロ 鉄道の貨物駅
 - ハ 港湾
 - ニ 漁港
 - ホ 空港
 - ヘ 流通業務団地
 - ト 工業団地
- 二 その床面積が千五百平方メートル（当該流通業務施設の階数が二以上のものにあつては、三千平方メートル）以上のものであること。
- 三 次のいずれかを有するものであること。
 - イ 自動仕分装置
 - ロ 自動搬送装置
 - ハ 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置
 - ニ 垂直型連続運搬装置
 - ホ 自動化保管装置
 - ヘ 電動式密集棚装置
 - ト 貨物保管場所管理システム
- 四 データ交換システムを有するものであること。
- 五 流通加工の用に供する設備を有するものであること。